

# 手口を知れば防げます!

## 事業所において

契約業者になりすまして



予告なしに突然訪問する場合があります  
契約書であることを隠してサインを

手口  
1

## ご家庭において

消防署などをかたる…



購入をすすめる場合があります

契約書であることを隠してサインを

手口  
2



みだりに押印やサインをしないで!  
金額を見て絶句!! 支払い強要



みだりに押印やサインをしないで!  
請求額を見て!!

手口  
3



クーリングオフが適用された場合があります



クーリングオフが適用されます

**「あやしいな」と思ったら絶対に押印・サインをしないで!!  
全ての従業員の皆様・ご家族にもお知らせください!!**

### ■もしもサインをしてしまったら・クーリングオフ等に関するご相談

大阪市消費者センター(事業所は除く)

06-6614-0999

大阪府警察本部悪質商法110番

06-6941-4592

大阪産業創造館

06-6264-9838

(事業活動に伴って購入された消火器に関する相談に限ります)

### ■お問い合わせ・ご相談は大阪市内各消防署又は

大阪市消防局設備保安担当

06-4393-6437